

## ⑪ 遺児養育手当を支給します

問・申 笠間市社会福祉協議会 本所(笠間市美原3-2-11) TEL 0296-77-0730

笠間支所(笠間市石井717) TEL 0296-73-0084

岩間支所(笠間市下郷5139-1) TEL 0299-45-7889

社会福祉協議会では共同募金配分事業として、遺児養育手当を支給します。昨年度申請した方には郵送でお知らせします。

**対象** 市内に住所を有しかつ居住する、父母または父か母と死別した義務教育修了前の児童・生徒を家庭において養育している方

**支給額** 遺児1人につき月額2,000円

**申込方法** 遺児の戸籍謄本、養育者の世帯全員の住民票、振込先がわかるもの、印鑑を持参し窓口でお申し込みください。

**申込期限** 3月1日(金)

## ⑫ 県民交通災害共済の加入受け付けを開始します

問・申 危機管理課(内線134) 笠間支所地域課(内線72114) 岩間支所地域課(内線73114)

県民交通災害共済は、交通事故により怪我をした場合に、治療実日数に応じた見舞金を給付する制度です。市内に住民登録をしている方であれば、どなたでも加入できます。

**対象事故** 国内の道路上で、自動車・バイク・自転車などの運行に伴う衝突、転落などの事故により人が死傷した場合

**共済期間** 4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

※4月1日以降に加入の場合の共済期間は、受付日の翌日から開始となります。

**年会費** 大人：900円 中学生以下：500円

**申込方法** 窓口で直接お申し込みください。

## ⑬ 「いばらき業務改善奨励金」の受け付けを開始しました

問 県労働政策課 TEL 029-301-3635

申 県労働政策課 HP <https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/gyoumukaizen.html>

県では、賃金引き上げ後の事業場内最低賃金が990円以上の事業所に、業務改善助成金(国)の自己負担額の2分の1を助成する「いばらき業務改善奨励金」の受け付けを開始しました。対象となる事業者の皆さんは、ぜひご活用ください。

**補助対象者** 事業場内最低賃金を30円以上引き上げて990円以上であり生産性向上のための設備投資等を行う中小企業・小規模事業者等

※令和6年1月以降に国の業務改善助成金の交付決定を受けていること

**助成率** 業務改善助成金(国)の自己負担分の2分の1

**助成上限額** 最大100万円

**助成対象** 生産性向上のための設備投資等(国助成金と同様)

**申込方法** 県ホームページ(「いばらき業務改善奨励金」で検索)をご確認ください。

**申込期限** 3月25日(月)

笠間市公式 LINE

生活に役立つ情報をお届けします。

